

# 山形県入札監視委員会令和6年度第1回定例会議 審議事項の概要

1 開催日時 令和6年7月23日（火）13時30分～15時30分

2 会 場 山形県建設会館3階中会議室No.1

3 出席委員 委員5名（青柳委員、梅津委員、原田委員、古川委員、丸山委員）

4 県出席者 県土整備部部長、関係部局職員など計26名

## 5 審議事項の概要

(1) 抽出事案の審議について（対象期間：令和5年10月1日～令和6年3月31日）

### ① 抽出事案1

令和5年度（繰越）道路施設長寿命化対策事業（補助・修繕・補正・公所）  
一般国道345号十二川橋外橋梁補修設計業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／

庄内総合支庁建設部道路計画課】

委員	指名業者選定の考え方について教えていただきたい。 当該部門に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者又はRCCM1名以上とあるが、同等の能力を有する者とはどういうことか。 また、13者入札しているが、金額に開きがあるのは何か特別な理由があるか把握しているか。
県	資料上には無いが、同等の実務経験を有している者という意味である。 業者間で入札金額に開きがある理由については特段把握していない。
委員	資料のとおり、今回は同等の能力というよりは明確な資格を持った技術士とRCCMを技術的要件にしていると理解した。
委員	今回二つの橋を同時に発注しているが、どうしてこの二橋にしたのか。また、点検の中で早期措置段階（Ⅲ）以上のものは他にもあるのか。
県	令和4年度に点検した数が176件であったが、そのうち22件が早期措置段階（Ⅲ）であった。今回の二橋は共に345号線沿いにあり距離も10キロ程度と近いため、同時に発注している。

委員	同時に発注する際は、地域的などころや金額を考慮して発注しているということか。
県	地域的要因や工事の困難度など、様々な要因を考慮して発注している。
委員	庄内総合支庁と最上総合支庁の2つの総合支庁にまたがって地域要件を設定したのはなぜか。 また、816万円で3者が最低制限価格で並んでおり、くじで落札者を決定しているが、この場合にくじではなく、2回目の入札は行わないのか。
県	県の内規で設計金額が700万円以上でCレベルの工事については、2総合支庁管内で地域要件を設定することになっており、それに則って設定している。 また、2回目の入札を行うのは、1回目の入札で予定価格を下回る業者がない場合である。今回は予定価格を下回り最低制限価格で並んだ業者が3者いたため、3者でくじを行った。
委員	3者が最低制限価格で並んでいるのはなぜか。
県	積算の基準があり、入札公告時には金抜き設計書を公表している。業者側では、そこに公表されている単価を入れて積算すればある程度正確に積算できるため。
委員	3月1日付で単価が変わって変更契約をしているが、単価が変わるたびに毎回変更契約せざるを得ないのか。また、業者側から提出された数字を県で確認しているのか。
県	今回は変更契約の根拠になった設計業務等単価、技術者単価等の運用に係る特例措置は、3月1日以降に契約する業務のうち、3月改訂前の単価で設計しているものについては、3月改訂単価に直せるというものである。今回は1月1日単価で積算したものを県の3月1日単価に直したものであり、県で積算している。業者側で積算した数字を県で確認しているわけではない。

## ② 抽出事案2

令和5年度交通安全道路事業（地債）主要地方道上山蔵王公園線蔵王橋地すべり調査解析業務委託

【建設工事関連業務委託／随意契約／村山総合支庁建設部道路課】

委員	設計変更の理由として地すべり調査のため坑口保護を増工したいとあるが、これは現地調査の結果を受けて増工する形になったのか。それとも当初から増工する予定のものだったのか。
県	当初からすべきものであったが、設計から漏れていた。現地

	に入って漏れに気付いたため、正規の形に増工した。
委員	見積の適正性はどうか確認しているか。
県	事案の説明書にもあるように今回は緊急随契を行っており、相手方を事前に把握していたため、一緒に現地に来てもらい、見積りの項目を打ち合わせた。その項目について国土交通省の歩掛に基づいて積算しているので、適正性は確保されていると考えている。
委員	出動要請書の契約見込額と実際の契約金額が違っているのはなぜか。
県	出動要請書の契約見込額は概算の金額であり。契約金額はその後の見積合わせの際の金額となっている。概算の金額は先ほど別の委員の質問の際に説明した通り、事前に現場を確認しているため設計金額と同額になっている。実際に札入れする金額は業者側の判断になるため、こちらではわからない。
委員	業者側で見積合わせの際に契約見込額と100%同じ金額で札入れする場合もあり得るのか。
県	制度上はあり得る。
委員	変更契約の理由に「融雪による地すべり影響を観測するため、観測期間を3カ月延長したい」とあるが、当初から見込んでいなかったのか。
県	当初から見込んでいたが、予算は単年度執行が原則であり、予算の繰越の関係で財務省の承認が下りたのが3月だったため、3月に変更契約を行った。
委員	隣接している鳴の谷地は地すべり警戒区域だが、そこではこういった融雪による地滑り影響観測等はなかったのか
県	鳴の谷地所管課が違うためわからない。しかし、毎年行っている調査だとすれば、年度内に完了し、次年度は次年度の予算で調査を行うよう発注の工夫をしていると思われる。

### ③ 抽出事案3

令和5年度（明許）河川整備補助事業（防災安全・国補正）吉野川河川整備（大橋工区その4）工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／置賜総合支庁建設部河川砂防課】

委員	入札参加資格確認申請者数は2者しかいないが参加可能業者は何者を想定していたか。
県	入札参加可能業者は24者あった。
委員	下請業者一覧表について、下請金額が単価契約となっている業者がいるが、これは頼んだ回数で金額が変動するため1次下

	請けへの下請総額に含まれていないということか。
県	お見込みのとおり。
委員	この金額が想定より多い場合は変更契約を行うこともあり得るのか。
県	あり得る。
委員	当初は下請業者が決まっておらず、第1回変更で下請業者が決まっているが、下請業者の適正性はどう確認しているのか。
県	県では下請けの業務内容などは前もって把握していない。しかし、丸投げになっていないか金額の確認をしている。
委員	今回「大橋工区その4」は1者しか応札していないが、「その1」から「その3」は何者応札しているのか。また入札参加可能業者を広げることは考えなかったのか。
県	「その1」から「その3」は令和2年度からの通しての工事で何者応札しているかはわからないが、同時期に別の工区のものもいくつか発注しているがそちらも含め多くて3者ほどだった。現状でも24者入札可能であったため、今のところ入札参加可能業者を広げることは考えていない。
委員	時期をずらしたり、あるいはより多くの業者が入りやすいよう工区、工事をもう少し細かく区切って発注したりすることは難しいのか。
県	補正予算で付いた事業のため早急に発注する必要があった。また、細かく区切ってしまえばかえって経費がかさんでしまうため、難しいと考えている。

#### ④ 抽出事案4

令和5年度河川整備補助事業（社会資本・総流防）最上小国川かわまちづくり（向町）護岸整備工事

【建設工事関連業務委託／一般競争入札（条件付）／

最上総合支庁建設部河川砂防課】

委員	入札参加資格確認申請した5者のうち4者が辞退していることについてはどのように考えているか。
県	聞き取りはしていないが、同時期に最上総合支庁管内で同様の入札公告が11件あったことから、他に入札したい案件があったのではないかと推測している。
委員	変更設計書において当初契約にあった土台コンクリートや天端コンクリートの数量が0になっているが、これは当初からする必要が無かったのか。

県	護岸の構造によって変わるため、実際に現場に入ってから施工しないものがあったもの。
委員	変更契約をしているが、下請結果報告書はあるものの、最終的な下請業者一覧表の添付が無い。
県	資料作成の際に添付が漏れてしまったものと思われる。
委員	工事の内容が当初から変わり変更契約を行っているが、当初からは予期できなかったのか。
県	河川の堆積土がやわらかく、施工を進めるとどんどん崩れてくることは当初想定できなかった。

⑤ 抽出事案 5

令和4年度(明許繰越)鈴沼地区農村地域防災減災事業(ため池整備)第2工区工事

【建設工事／一般競争入札(条件付)／

置賜総合支庁産業経済部農村整備課】

委員	逆転現象について教えていただきたい。今回は地域貢献度の中の災害協定等の3点が影響していると思われるが、災害協定結んでないというのは結構珍しいのか？
県	災害協定については、農村整備事業の中では土地改良建設協会で結んでいるものを3点と設定しており、土地改良建設協会ではなく建設業協会等と災害協定を結んでいる場合は2点、いずれも結んでいない場合は0点になっている。今回0点だった業者は、建設協会等に入っていない業者と思われる。
委員	添付されている下請業者一覧表では変更後の最終的な元請けと下請けの金額が確認できない。
県	資料の添付が漏れてしまった。最終的に第3回変更し下請業者と契約を締結しており、下請総額は増額している。後日追加で資料を提出する。
委員	基本的には元請けの方が金額が大きいということで間違いないか。
県	はい。下請け金額は当初から276万円ほど増え4,230万6,000円に、元請け額は最終的に6,621万8,900円に契約変更している。
委員	下請けとの契約金額の見積りが適正かどうかはどう判断しているか。
県	添付している資料以外に請書や内訳表などを提出してもらい、その中で工事費等を確認している。県の単価と業者の単価とで違うところもあるが、県としては適正なものということで

	判断をしている。
委員	「総合評価における施工上の技術的課題チェックシート」について聞きたい。チェックシートの項目で、該当するものがないければ総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）による一般競争入札を検討するとあるが、このチェックシートで機械的に判断しているのか。
県	基本的にはこのチェックシートで判断している。
委員	たとえば近接要件があるが、鉄道営業線があるのが現場から500mなのか1 kmなのかなどをその時々で担当者が検討しているということか。
県	あくまでも担当者個人ではなく、所属として検討のうえ工事による影響がないかを判断してチェックしている。

#### ⑥ 抽出事案6

令和5年度平田地区農村地域防災減災事業第2工区工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／

村山総合支庁産業経済部西村山農村整備課】

委員	入札参加資格確認申請者が2者と少ないが、何者を想定していたか。あるいは目標数を定めていないのか。もし目標に届かなかったのであれば対策は考えているか。
県	県では、20者以上が入札参加可能となるようルール化されており、今回は40数者の参加資格を確保した。入札参加者の目標は定めておらず、様々な要因を基に、入札参加者が判断したものと考えており、入札は適正に行われたと考えている。
委員	2者のうち1者が辞退し、1者が2回入札しているようだが、この業者は、2回目の入札の際には予定価格を把握して入札したのか。
県	1回目の入札で予定価格を超過したことから再入札を通知したが、この通知において予定価格は通知していない。
委員	当初契約の工期の始期が始期日期限の7月22日ぎりぎりなのはなぜか。その後変更契約で始期を7月8日に変更しているのは技術者の配置の関係か。
県	当該現場の限られた作業スペースでは複数の工事を同時に作業できない為、前工事が終わりしだい次の工事を開始するよう計画した。このため本工事の開始日を7月22日と想定したところ、前工事が予定より早く完成したことから、協議のうえ工期

	の始期日を早めた。
委員	当該工事は第2工区となっているが、第1工区は他者が受注しているのか。
県	第1工区も2工区と同じ者が受注している。
委員	第一工区の工事が早く終わったから、引き続き第二工区の工事に入れるという状況だったということか。
県	その通り。
委員	1回目の入札で予定価格を超過した理由を確認しているか。
県	落札者への確認は行っていない。本工事には、鋼構造物の製作が含まれており、見積り先で価格が異なるため、その関係で予定価格を超過したのではないかと考えている。